

# 開発事業の基準等

令和6年10月現在

条(号)/開発事業の種類 (条) 適用基準	52(1) 開発行為 (都市計画法第29条)	52(2・ア) 区画分割 (事業区域面積 500 m <sup>2</sup> 以上で5区画以上)	52(2・イ) 宅地造成及び特定盛土等規制法 (事業区域面積 500 m <sup>2</sup> 以上)	52(3) 集合住宅 (15戸以上)	52(4) 中高層建築物 (建築高10m超)	52(5) 一定規模以上建築物 (事業区域面積及び建物1棟に対する延床面積500 m <sup>2</sup> 以上)	52(6) 非建築施設 (ペット霊園・スポーツレク施設自動車販売場で事業区域面積 500 m <sup>2</sup> 以上)	52(7) 駐車場 (駐車台数40台以上)
(81)道路	○	○		○	○	○	○	
(82)公園等	○区域面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上			○区域面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上				
(83)消防施設	○	○		○	○	○		
(84)排水施設	○	○	○	○	○	○	○	○
(85)公益的施設	○200戸以上 (必要に応じ協議)			○200戸以上 (必要に応じ協議)				
(86)歩道状空地	○必要に応じ協議			○必要に応じ協議	○必要に応じ協議	○必要に応じ協議	○必要に応じ協議	○必要に応じ協議
(87)最低敷地面積	○	○						
(88)緑化等	○分譲の場合に可能な範囲の緑化	○可能な範囲の緑化		○区域面積 500 m <sup>2</sup> 以上	○区域面積 500 m <sup>2</sup> 以上	○	○	○区域面積 500 m <sup>2</sup> 以上
(89)交通安全施設	○	○		○	○	○	○	○
(90)駐車場				○		○集客建築物 (複合建築物は集客用事業所全体面積 500 m <sup>2</sup> 以上)		
(91)自転車駐車場				○		○集客建築物 (複合建築物は集客用事業所全体面積 500 m <sup>2</sup> 以上)		
(92)廃棄物保管場所				○				
(93)最低居住面積				○				
(94)表示板の設置				○				○
(95)電波障害対策					○			
(96)まちづくり計画 (新青梅街道沿道地区)	○	○	○	○	○	○	○	○
(97)景観重点基準等 (青梅街道以北)	○	○	○	○	○	○	○	○
近隣住民の範囲	隣接地				建築高の等倍 (事業区域境界から)	30 m (3,000 m <sup>2</sup> 未満)		
						50 m (3,000 m <sup>2</sup> 以上)		
周辺住民の範囲	20 m (事業区域境界から)				建築高の2倍 (事業区域境界から)	60 m (3,000 m <sup>2</sup> 未満)		
						100 m (3,000 m <sup>2</sup> 以上)		